加美町議会

令和８年 第４回定例会

傍聴席資料

令和８年 第４回定例会　傍聴席資料　目次

●一般質問通告内容
・通告一覧・・・・・・・・・・　Ｐ　２
・通告要旨・・・・・・・・・・　Ｐ　３～１４
・一般質問資料・・・・・・・・　Ｐ１５～２５
●附議事件一覧・・・・・・・・・・　Ｐ２６
●毎戸配布チラシ・・・・・・・・・　Ｐ２７～２８

○議会傍聴には次のきまりがあります（加美町議会傍聴規則）

第１条　この規則は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 130 条第 3 項の規定に基づき、議会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

第２条　会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名及び年齢を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

第３条　傍聴人は、議場に入ることはできない。

第４条　次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。
(1)　銃器その他危険なものを持っている者
(2)　酒気を帯びていると認められる者
(3)　異様な服装をしている者
(4)　張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
(5)　前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを持っている者
2　児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

第５条　傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。
(1)　議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
(2)　談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
(3)　はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
(4)　会議の妨げとなる物を着用し、又は携帯しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
(5)　飲食又は喫煙しないこと。
(6)　みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
(7)　写真機、電磁的機器及び携帯電話の類を持ち込み、かつ、使用しないこと。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。
(8)　前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

第６条　傍聴人は、秘密会を開く議決があったとき、又は会議の散会後は、速やかに退場しなければならない。

第７条　傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

第８条　法第 130 条第 1 項及び第 2 項に定めるものを除くほか、傍聴人がその規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

一般質問の通告内容について

質　問　者	質　　問　　事　　項	答弁者
１．三浦　又英	１．高齢者施策について ２．鳴瀬地区の振興について	町　長 町　長 教育長
２．田中　草太	１．地域と連携した高校の魅力化を推進する体制について ２．農林行政の推進体制について	町　長 教育長 町　長
３．伊藤　由子	１．クマ出没対策について ２．観光振興について	町　長 町　長
４．早坂　忠幸	１．今後の町政運営と財政状況について	町　長 教育長
５．木村　哲夫	１．住民自治について	町　長
６．早坂　潔	１．頼れる身寄りがいない高齢者等への包括的な支援体制について ２．多様な教育機会の確保について	町　長 教育長
７．髙橋　聡輔	１．本町舎付近の跡地利用について ２．加美町独自教育の継続について ３．観光３年目への予算計上について	町　長 教育長 町　長
８．今野　清人	１．基準地価下落について ２．情報セキュリティ対策について	町　長 町　長
９．佐藤　圭介	１．撤回されない風力発電計画と町の対応について	町　長

※通告者９人／通告件数１６件

通告順位	１	質 問 者	三浦　又英	
質 問 事 項		質　　問　　要　　旨		答弁者
１．高齢者施策について		総務省が敬老の日に公表した人口推計によると、６５歳以上の高齢者人口は過去最多の３，６２４万人で、高齢化率は２９．６％で過去最高を更新したと報じられ、今後も増加が続くと分析している。 加美町の高齢者人口は１０月末で８，１９４人で、高齢化率は４０．５８％である。介護保険制度は平成１２年度から始まり、本年度は第１０期高齢者保健福祉計画・介護保険計画を策定中と推察するが、近年の高齢化が進む中、時代の変化に対応した計画である事を願いながら、以下について伺う。 （１）敬老会事業について （２）高齢者世帯への冷房設備の助成について （３）介護予防対策について ① 文化会館自主事業の観賞会設定について ② パークゴルフ場使用料の減免について （４）健康デジタルポイント事業について （５）１人暮らし高齢者の登録制度について （６）第１０期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の骨子について		町　長
２．鳴瀬地区の振興について		９月定例会及び町政懇談会における、学校に関しての質問・答弁を踏まえ、次の事項を伺う。 （１）鳴瀬小学校の今後の在り方について （２）鳴瀬地区への町営住宅新設と宅地の造成について （３）地区の農業振興について		町　長 教育長
質問予定日		令和８年１２月９日		Ｎｏ．１

通告順位	２	質 問 者	田中　草太	
質 問 事 項		質　　問　　要　　旨		答弁者
１．地域と連携した高校の魅力化を推進する体制について		加美に、子どもたちが自分の可能性を広げられる魅力的な学びの場を残していきたい。地域の自然や産業、文化、そこに暮らす人々は、学校の中だけでは得られない豊かな学びを生み出す資源である。地域が高校生の学びを支え、高校生が地域と関わり、新たな視点や挑戦を持ち込むことで、地域もまた魅力を増していく。高校を通じて、このような循環を加美につくっていくことが重要と考える。 中新田高校が進める探究的な学びを地域全体で支えるとともに、加美農業高校も含め、それぞれの特色を生かした支援と連携を進める必要がある。生徒が加美で学ぶことに魅力を感じ、卒業後も地域とのつながりを育んでいけるよう、町が主体的に学校と地域を結ぶ体制を整えるべきと考え、以下を問う。 （１）高校の魅力化を支援する総合窓口部署を町長部局に置き、教育委員会と連携して取り組む体制を整えるべきと考えるが、町の見解を伺う。 （２）その窓口の担当者として地域おこし協力隊員を募集・配置し、学校と地域をつなぐコーディネーター業務を担う体制を強化すべきと考えるが、町の見解を伺う。 （３）中新田高校と加美農業高校の魅力化や連携を進めるため、加美町・色麻町・県・両校・地域関係者による広域的な協議体を設けるべきと考えるが、町の見解を伺う。		町　長 教育長
質問予定日		令和８年１２月９日		Ｎｏ．１

通告順位	２	質 問 者	田中　草太	
質 問 事 項		質　　問　　要　　旨		答弁者
１．農林行政の推進体制について		加美町の森林を、地域の暮らしと産業を支える資源として生かし、次の世代へ引き継いでいきたい。そのためには、森林を育て、木材として利用し、伐採後には再び植えて育てる循環を、長期的な視点で支えていくことが重要である。伐採による収入だけでなく、その後の再造林や保育に必要な費用、人材の確保までを一体的に考え、計画的に取り組む必要がある。 また、森林の整備と鳥獣被害対策を連携させ、農林業の生産基盤と地域の暮らしを守ることも重要である。現在の森林整備対策室の取組を踏まえ、林政を継続的かつ専門的に推進する責任と体制を明確にするとともに、農政についても既存事業をさらに深められる体制を整えるべきと考え、以下を問う。 （１）森林資源の利用、再造林及び鳥獣被害対策を進める上で、現在の体制にどのような課題があると考えるか。 （２）農林課の事務分掌のうち、森林整備対策室と鳥獣対策係を「林政課」としたうえで、「農政課」と「林政課」に再編し、林政と農業振興のそれぞれを強化する考えはないか。		町　長
質問予定日		令和８年１２月９日		Ｎｏ．２

通告順位	３	質 問 者	伊藤　由子	
質 問 事 項		質　　問　　要　　旨		答弁者
１．クマ出没対策について		補正予算１億７５０万円をかけて民家敷地内の柿・栗などの果樹伐採が予定されているが、年度内に予定通り完了する見通しはあるのか。また、クマの出没情報は、昨年に比較してかなり少ない印象があるが、今年の状況をどのように判断しているのか。さらには、来春のクマ出没対策について、以下の点を伺う。 ①柿・栗などの伐採申請数と３地区別の伐採予定本数 ②今年のクマの出没件数と出没箇所の周辺状況 ③今後のクマ出没対策についての課題		町　長
２．観光振興について		これまでは、地域資源を活用した魅力と活力のあるまちづくりを、町が主となり進めてきたが、今後は、今年８月に開催されたグラベル国際大会のように、他団体主催・加美町共催の形で実施されるイベントが観光振興の一翼を担うことになると思われる。次年度以降のグラベル国際大会共催の計画などについて、以下の点を伺う。 ①令和８年グラベル国際大会に係る加美町の協力範囲と事前及び当日の体制 ②次年度以降の開催に向けての方針や課題 ③提供するコース・会場などの整備の考え ④「地域観光魅力向上事業」を活用した「サイクリスト向け宿泊プラン」「観光ガイド育成」の状況		町　長
質問予定日		令和８年１２月９日		Ｎｏ．１

通告順位	4	質 問 者	早坂　忠幸	
質 問 事 項		質　　問　　要　　旨		答弁者
１．今後の町政運営と財政状況について		加美町をはじめ、各自治体においては、人口減少等により財源不足が深刻化している状況にあります。町政運営は、財政状況をよく理解し進めなければならないと考えます。 今後、町政運営を進める上での課題や財政状況について、以下の点を伺います。 １．今後の町政運営の課題と対応 ① 国の鳴瀬川ダム建設事業にあわせた町有施設利活用及び鳴瀬川の国一括管理の要望について ② 中新田小学校など、老朽化が進んでいる町有施設の維持管理体制について ③ 経営改善が難しい観光施設への対応について ④ 多面的機能支払交付金事業継続支援補助金について ⑤ 技術系職員を必要とする各課への対応について ２．現在の財政状況及び今後の見通し ① 財政調整基金の現在残高について ② 現在進行している新庁舎建設のほか、今後も大きな事業が計画されているが、財源不足への対応は		町　長 教育長
質問予定日		令和８年１２月９日		Ｎｏ．１

通告順位	５	質 問 者	木村　哲夫	
質 問 事 項		質　　問　　要　　旨		答弁者
１．住民自治について		町政を運営する上で、行政とともに住民自治による町民参加が重要だと考え、以下の点を伺う。 （１）自治会の現状と課題について ・昨今、各行政区の自治会について、加入率の低下、役員のなり手不足、活動の縮小化といった状況が見られるが、これをどのように捉えているか。また、この状況を改善するために町として支援が必要と考えるが、見解を伺う。 （２）地域振興費の見直しについて ・検討している見直しの内容は。 （３）町政懇談会について ・町の取り組みを周知し、住民の意見を聞き取って町政に反映する目的で開催しているが、各会場ともに参加者が少ない状況である。この結果をどう捉え、今後に生かすのか。		町　長
質問予定日		令和８年１２月１０日		Ｎｏ．１

通告順位	6	質 問 者	早坂　潔	
質 問 事 項		質　　問　　要　　旨		答弁者
１．頼れる身寄りがいない高齢者等への包括的な支援体制について		高齢者のみの世帯や単身高齢者世帯の増加が続く中、頼れる親族や身寄りがいないこと、また、判断能力が不十分であることなどから、必要な医療や福祉サービスにつながるまでに時間を要するケースがある。 その場合、入院・入所時の手続きや緊急時の連絡先の確保、本人が亡くなった後の各種手続きなどの役割を誰が担うのかという問題も生じている。 こうした課題に対応するため、国は令和８年６月に社会福祉法等の一部を改正し、頼れる身寄りがいない高齢者等に対する日常生活支援、入院・入所等の手続き支援、死後事務支援などを第二種社会福祉事業に位置付けた。 今後、本町においても、関係機関と連携した包括的な支援体制の整備が必要と考えることから、以下について伺う。 ①加美郡版エンディングノートである「わたしノート」の普及状況と活用事例、今後の普及促進に向けた取り組みについて。 ②身元引受人がいない方の入院や介護施設入所についてのこれまでの相談件数及び対応事例について。 ③改正社会福祉法の施行を見据え、身寄りのない高齢者等への日常生活支援、入院・入所手続き、死後事務などについて、本町はどのような支援体制を整備していく考えか。		町　長
質問予定日		令和８年１２月１０日		Ｎｏ．１

通告順位	6	質 問 者	早坂　潔	
質 問 事 項		質　　問　　要　　旨		答弁者
２．多様な教育機会の確保について		全国的に不登校となる小中学生の増加が続いており、本町においても例外ではない。不登校の背景には様々な事情があり、学校や教室に通うことが難しい児童生徒もいる。 こうした児童生徒に対しては、学校への復帰だけを目標とするのではなく、一人ひとりの状況や特性に応じた学びの場を確保し、将来の社会的自立につなげていくことが重要である。 本町においても、子どもたちが自分に合った環境で学び続けられるよう、多様な教育機会を確保する必要があると考えることから、以下について伺う。 ①加美町子どもの心のケアハウス事業の現状と課題について。 ②不登校児童生徒の新たな学びの場として、学びの多様化学校（旧：不登校特例校）の設置や近隣自治体との広域的な連携について、本町はどのように考えているか。 ③民間フリースペースなど、学校以外の学びの場との連携について、町の現状と今後の考えは。 ④不登校児童生徒を抱える保護者への相談・支援体制と、対応する教員への専門的な支援や研修はどのように行われているか。		教育長
質問予定日		令和８年１２月１０日		Ｎｏ．２

通告順位	7	質 問 者	髙橋　聡輔	
質 問 事 項		質　　問　　要　　旨		答弁者
１．本庁舎付近の跡地利用について		加美町新庁舎建設が進む一方で、現在の本庁舎の解体や中新田小学校の建設・解体などの課題がある。中新田地区において本庁舎、小学校、商店街は密接なかかわりを持ってきたが、跡地利用を含め今後の旧中新田町のグランドデザインをどのように考えているか、以下の点について伺う。 （１）現在庁内でどのように検討しているか （２）地域住民の意見を聞くための仕組みはどうするのか （３）担当部署や、決定時期とそれまでのプロセスは		町　長
２．加美町独自教育の継続について		加美町の独自教育として、Ｐ４Ｃ、志教育スイッチオンが行われてきた。いずれも県補助金や財団からの助成金を活用して事業実施をされているが、これらの事業の継続についてどのように考えているか、以下の点について伺う。 （１）それぞれの事業効果 （２）新年度予算への財源の確保と継続の考え		教育長
３．観光３年目への予算計上について		本年度は観光２年目として、第１に「加美町を知ってもらう」こと、「加美町を知ってもらうためには、まず来てもらう」ことに重点を置き、イベントＰＲ業務委託料として５６９万円の予算計上を行い事業執行してきているが、３年目の予算計上についてどのように考えているか、以下の点について伺う。 （１）イベントＰＲ業務委託料の内訳 （２）現時点における事業効果 （３）次年度の予算編成の考え方		町　長
質問予定日		令和８年１２月１０日		Ｎｏ．１

通告順位	８	質 問 者	今野　清人	
質 問 事 項		質　　問　　要　　旨		答弁者
１．基準地価下落について		国土交通省が９月に発表した都道府県地価（基準地価）では、加美町の基準地９地点すべてで下落となり、特に宮崎地区では６％の下落率で全国ワースト１位となりました。 これは単なる不動産価格の問題ではなく、町の経済力や地域の将来性を示す重要な指標として考える必要があります。 そこで、町として基準地価下落の実態と要因をどのように分析し、今後の土地利用や定住促進、地域活性化につなげるか、以下の点について伺います。 １．基準地価下落をどのような問題と受け止めるのか。また、どのような要因が影響していると分析しているのか。 ２．現在、町で行っている政策の中で、地価下落対策に資する取り組みはあるか。 ３．今後、地価下落をどのように食い止め、地域の価値をどのように高めていくのか。		町　長
２．情報セキュリティ対策について		全国的に自治体や企業を狙ったサイバー攻撃、不正アクセスによる被害が発生しており、情報漏えいは決して他人事ではありません。実際に本町でも防災メールの委託先事業者が不正アクセスを受け、個人情報が漏えいした可能性があることが公表されました。 町民は町を信頼しているからこそ個人情報を預けていますが、今回の事案はその信頼を揺るがしかねない重大な問題と考えます。そこで、今後の情報管理体制と再発防止策を伺います。 １．今回の不正アクセスについて委託先からどのような報告を受けているのか。 ２．町では極めて重要な個人情報を取り扱っているが、これらを守るためどのような対策を講じているか。 ３．今回の事案を教訓として、業者の選定基準や契約内容、セキュリティ体制、事故発生時の対応などを見直す必要はないのか。		町　長
質問予定日		令和８年１２月１０日		Ｎｏ．１

通告順位	９	質 問 者	佐藤　圭介	
質 問 事 項		質　　問　　要　　旨		答弁者
１．撤回されない風力発電計画と町の対応について		令和５年、風力発電計画への反対を掲げ、石山町長が就任。その後、「加美町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」を改正し、保安林を禁止区域に指定するなど対応を進めてきた。 しかし、今年６月には日本風力エネルギーが「２０２９年（令和１１年）の運転開始を計画」と報じられるなど、いまだに計画の撤回には至っていない。 こうした状況を受け、町と議会は、（仮称）宮城西部風力発電事業の認定取消し等を求める要望および照会書を国に提出した。 一方、すでに営業運転を開始している JRE 宮城加美町ウインドファームでは、今年１月、ナセルハッチの破損・脱落事故が判明。全国的にも風車火災などの事故が発生しており、設備の安全管理に対する懸念が高まっている。 これらを踏まえ、以下について伺う。 （１）計画中の風力発電事業が稼働した場合、税収の増加や事業者による地域貢献などで町財政が潤うとの主張があるが、町の見解は。 （２）風車建設に伴う道路整備が林業振興につながるとの主張がある。一方で、森林環境や防災面への影響も指摘されているが、町の見解は。 （３）風力発電設備の安全性や事故への対応、事業終了後の撤去などについて、どのような課題があると認識しているか。 （４）国に提出した要望および照会書に対する回答状況と、他の風力発電計画も含めた今後の町の対応について。		町　長
質問予定日		令和８年１２月１１日		Ｎｏ．１

通告２番　田中草太議員　一般質問資料

【宮城県教育委員会 令和８年度第１回県立高等学校将来構想審議会 資料】

第1次実施計画における検討事項

１ 普通科系の学び

検討の視点

② 普通科の改革の推進に向けた地域の関係機関との連携・協働体制の構築や、学校の特色化・魅力化の方向性

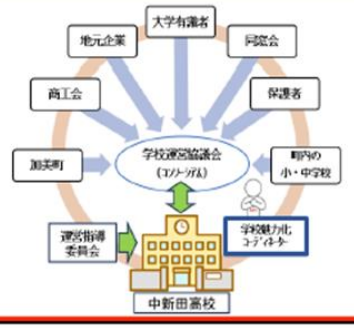
【想定している取組】

- 普通科系高校の特色化・魅力化によるスクール・ミッションの再定義
- 中新田高校をパイロットケースとした他校への横展開

- 地域資源・地域課題の把握や外部人材の発掘・活用には、どのようなアプローチがあるか。
- 連携・協働体制の構築にコーディネーターが担う役割や必要性はどうか。

中新田高校における普通科改革支援事業＜文科省普通科改革支援事業（R6～7）＞

○全国３６校の普通科改革モデル校の１つに選定される。
○**加美町等の地域の関係機関との連携・協働体制の構築**
○**学校の特色化・魅力化を図る学校設定教科「地域創造学」**の開設
○**学校魅力化コーディネーター**が関係機関をつないで連携・協働体制を構築し、「地域創造学」や「総合的な探究の時間」における探究活動をコーディネートする。
○学校運営協議会が、新しい普通科を支援する**コンソーシアム**を兼ね、教育活動へ助言と、「地域創造学」の実践に参画する。



7

通告２番　田中草太議員　一般質問資料

【宮城県教育委員会 みやぎ県立高校将来ビジョン 2026→2040 第１期実施計画中間案（案）】

北部地区

R7の配置状況（大崎） 中学校卒業者見込数(R7.3):1,669人

学校数		学級数					
		学科別					
11		普通	農業	工業	商業	家政	総合
古川	6	6					
古川黎明	6	6					
涌谷	3	3					
中新田	3	3					
岩出山	2	2					
鹿島台商業・松山・南郷	6	2	1		2	1	
加美農業	3		3				
小牛田農林	5		2				3
古川工業	6			6			
全日制計	40	22	6	6	2	1	3
必要学級数	30	55%	15%	15%	5%	3%	8%

学校数		学級数					
		学科別					
2		普通	農業	工業	商業	家政	総合
田尻さくら	3	3					
古川工業(夜間)	2			2			
定時制計	5	3		2			

R7の配置状況（栗原） 中学校卒業者見込数(R7.3):447人

学校数		学級数		
		学科別		
4		普通	商業	総合
築館	4	4		
岩ヶ崎	2	2		
築館一迫商業	1		1	
迫桜	4			4
全日制計	11	6	1	4
必要学級数	9	55%	9%	36%

R21年春の姿 中学校卒業者見込数(R21.3):1,096人

学校数		学級数						
		学びの類型						
5		進学系	普通系	農業系	工業系	商業系	家庭系	
①普通系高校<大崎ブロック>	6	1	5					
②普通系・職業教育拠点校<栗原ブロック>	4				4			※キャンパス校活用想定
③普通系・職業教育拠点校<大崎ブロック>	3		1	1		1		※キャンパス校活用想定
④職業教育拠点校<大崎ブロック>	4				1			
⑤職業教育拠点校<大崎ブロック>	3				3			
全日制計	20	1	7	4	4	3	1	
必要学級数見込み	20	5%	35%	20%	20%	15%	5%	

※②、④の高校の学びの類型ごとの学級数は、生徒の希望により変動する可能性があります。その結果、学びの類型ごとの学級数が変動する可能性があります。

学校数		多様な学びへの対応					
		学びの類型					
2		ideal	普通系	農業系	工業系	商業系	家庭系
①ideal高校(全日制)	4	4					
②定時制(夜間)	1		1				
多様な学び計	5	4	1				

※ideal高校と定時制(夜間)を併置する場合には1校とする場合もあります。
※通学困難地域校を最終的な配置を踏まえて検討します。
※専門系の学びは、フィールドの関係から、キャンパス校の活用も想定しています。

<参考:R7→R21の中学校卒業者見込数>　（人）

市町村	R7	R21	市町村	R7	R21
栗原市	447	194	涌谷町	105	57
大崎市	1,163	629	美里町	193	104
色麻町	64	34	計	2,116	1,096
加美町	144	78			

※中学校卒業者見込数は幼児人口(1歳から5歳)及び小中学校の在籍者数に直近5年間の社会増減の平均値を考慮して推計しています。
※みやぎ県立高校将来ビジョン2026→2040に用いているR6.5時点の推計値です。

東部地区

R7の配置状況（石巻） 中学校卒業者見込数(R7.3):1,403人

学校数		学級数				
		学科別				
8		普通	工業	商業	水産	総合
石巻	6	6				
石巻好文館	5	5				
石巻西	4	4				
石巻工業	5		5			
石巻商業	4			4		
水産	3				3	
石巻北	4					4
市立桜坂	4	4				
全日制計	35	19	5	4	3	4
必要学級数	28	54%	14%	11%	9%	11%

学校数		学級数				
		学科別				
2		普通	工業	商業	水産	総合
東松島(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)	3	3				
石巻北飯野川(昼間)	1	1				
定時制計	4	4				

R7の配置状況（登米） 中学校卒業者見込数(R7.3):615人

学校数		学級数				
		学科別				
3		普通	農業	工業	商業	福祉
佐沼	6	6				
登米	2	2				
登米総合産業	6		1	3	1	1
全日制計	14	8	1	3	1	1
必要学級数	11	57%	7%	21%	7%	7%

学校数		学級数				
		学科別				
1		普通	農業	工業	商業	福祉
佐沼(夜間)	1	1				
定時制計	1	1				

R21年春の姿 中学校卒業者見込数(R21.3):1,029人

学校数		学級数						
		学びの類型						
5		進学系	普通系	農業系	工業系	商業系	水産系	
①普通系高校<石巻ブロック>	6	1	5					
②普通系・職業教育拠点校<登米ブロック>	5		3	1	1			※キャンパス校活用想定
③職業教育拠点校<石巻ブロック>	3				3			
④職業教育拠点校<石巻ブロック>	4					2	2	
全日制計	18	1	8	1	4	2	2	
	－	6%	44%	6%	22%	11%	11%	
⑤市立桜坂		※市立のため、市教委と学級数等について、今後調整						
市立全日制計								
県立＋市立計	20							
必要学級数見込み	20							

※学びの類型ごとの学級数及び全体の学級数は、石巻市教育委員会との調整の結果、変動する可能性があります。

学校数		多様な学びへの対応					
		学びの類型					
2		ideal	普通系	農業系	工業系	商業系	水産系
①ideal高校(全日制)	3	3					
②定時制(夜間)	1		1				
多様な学び計	4	3	1				

※ideal高校と定時制(夜間)を併置する場合には1校とする場合もあります。
※通学困難地域校を最終的な配置を踏まえて検討します。
※専門系の学びは、フィールドの関係から、キャンパス校の活用も想定しています。

<参考:R7→R21の中学校卒業者見込数>　（人）

市町村	R7	R21	市町村	R7	R21
石巻市	1,062	560	女川町	30	16
登米市	615	290	計	2,018	1,029
東松島市	311	163			

※中学校卒業者見込数は幼児人口(1歳から5歳)及び小中学校の在籍者数に直近5年間の社会増減の平均値を考慮して推計しています。
※みやぎ県立高校将来ビジョン2026→2040に用いているR6.5時点の推計値です。

3 多様な学び

(1) idealスクール

○ 生徒の多様な学習ニーズに応じて、フレキシブルに学ぶことのできる全日制・普通科・単位制の新たなタイプの学校として、令和9年4月に広瀬ideal高等学校が開校します。

○ 1校時～8校時という幅広い時間帯で時間割の「枠」を設定し、生徒一人一人の進路希望、興味関心、学びのスタイルに合わせて柔軟なカリキュラム選択が可能となることや、固定した学級を設けず、チューターの先生が生徒一人一人に対応するなど、充実したサポート体制で安全・安心な環境を整備します。

○ また、広瀬 ideal 高等学校の成果を検証しながら他圏域への展開を検討します。

(2) 定時制・通信制

○ 定時制課程は、働きながら学ぶ生徒への教育機会の保障という役割を果たしつつ、学習面や生活面で配慮を要する生徒が学ぶ場としての役割も果たしていることから、生徒の学習ニーズや個々の状況に応じた学校の在り方について検討します。

○ 通信制課程は、年齢や職業、学力等が多様な生徒に学習機会を提供できることもあり、近年、進学者数が増加傾向にあります。そのため、美田園高等学校における生徒の在籍状況や学習状況、教育活動の実態を踏まえながら、需要に応じて、スクーリング拠点の整備や通信制高校の増設など、体制の充実・強化について検討します。

(3) 特別な配慮や支援を必要とする生徒への対応

○ 高校と特別支援学校が隣接しているという特性を生かし、大河原産業高等学校川崎校と岩沼高等学園川崎キャンパスを併置と位置づけ、行事や課外活動、授業等を共同で実施することで、両校の生徒の積極的な交流を通じて、インクルーシブ教育についての理解を深め、相互に尊重し合える環境を整備します。

○ 通級による指導においては、入学前からの情報共有について中学校との連携を一層強化し、指導体制の充実を図るとともに、生徒一人一人の状況に応じて、本人の意思を尊重しながら必要な配慮を行います。

○ 特別な配慮や支援を必要とする生徒が、自身の特性を理解し、卒業後に社会的・職業的に自立できるよう、個々の教育的ニーズに応じた切れ目ない支援体制を構築します。

○ 全ての生徒に分かりやすいユニバーサルデザインの視点を取り入れた学級経営や授業づくり、ICT の活用等により、生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導の充実を図ります。

○ 教室での集団活動に不安や困難を抱える生徒に対しては、別室支援等を柔軟に活用することなど、様々な方策により心理的な負担軽減に努め、教育環境の充実を図ります。

○ フレキシブルに学べるidealスクールや、生徒のライフスタイルに合わせて学習できる定時制課程など、個々の生徒に応じた学習環境を整備するとともに、学校に登校していない生徒の学習機会の確保と社会的自立を支援するため、学びの多様化学校の設置に向けた具体的な検討を進めます。

第3章　各圏域における学びの質の向上

1　普通科系の学び

（1）進学系拠点校

○ 急速な少子化が進行し、学校規模が縮小する中においても、生徒が切磋琢磨し合い、全ての生徒の可能性を最大限引き出すことができる学習環境を整備するため、どの圏域においても生徒が授業等を通じて、主体的に多様な他者と協働しながら資質・能力を高め、希望する進路の実現につなげることができるよう、教育支援体制を確立することが重要です。

○ そのため、オンラインを活用しながら、学校という物理的な教室や校舎の枠を越えた横断的な教育活動や、学習のつまずきを解消するコンテンツの提供により、大学等の進路目標達成の支援の充実を図ります。

○ 具体的には、県内の4圏域（南部、北部、東部、気仙沼・本吉）ごとに、各1校を進学系拠点校に位置付け、中部地区の進学系高校とピアグループを形成します。これにより、SSH※（スーパーサイエンスハイスクール）や国際バカロレア・ディプロマプログラムなど各校が有する特色ある教育プログラムの充実を図るとともに、その指導ノウハウを「教育資源」として共有するネットワークを構築し、オンライン等を活用した課外講習やSTEAM教育※、合同学習、協働的な探究活動などを拡大していきます。

○ また、STEAM教育の推進に当たり、科学的思考力や理数的素養を基盤として、多様な知識や見方・考え方を関連付け、実社会の課題解決や新たな価値の創造に挑戦する資質・能力の育成を図ります。そのため、学校間連携や大学・企業等との協働を通じて、教科横断的な授業や探究的・実践的な学習活動を推進するとともに、これらの学びを支える施設・設備等の教育環境の充実を図ります。

○ 大学との連携を一層強化し、大学での特別講義の受講や大学生との合同探究活動などを通じて、高度な知識や最先端の研究に触れることのできる機会を設定し、学問への関心や探究心を高めます。
　特に、宮城大学とは、大学の専門的知見を活かした高校3年間と大学4年間を見据えた教育課程の設計や、高校・大学・学生の三者が共創的に関わる探究活動など、特別なプログラムを通じて、高大連携の取組を推進した上で、将来的に系属高校として位置付けることを検討します。

（2）普通科の改革の推進

○ 国において、高等学校設置基準が改正され、令和4年度から、これまでの「普通科」の他に、「学際領域学科」、「地域社会学科」、「その他普通科」という新しい普通科の設置が可能となったことから、生徒の興味・関心や適性、地域の実情に応じて学校ごとに特色化・魅力化を図ることが求められています。

○ これからの普通科においては、生徒一人一人の多様な進路希望や学習ニーズに応じた学びを実現するとともに、地域や社会との連携を重視した教育を行っていく必要があります。その実現のため、各校がどのような生徒を育て、地域にどう貢献するのかという、目指すべき姿を示すスクール・ミッションの再定義に向けた検討を行います。

※SSH…文部科学省が将来の国際的な科学技術人材の育成を図るため、平成14年度より科学技術、理科・数学教育に関する研究開発等を行う高等学校等を「スーパーサイエンスハイスクール」に指定し、先進的な科学技術、理科・数学教育を通じて、生徒の科学的な探究能力等を培うことで、将来社会を牽引する科学技術人材を育成するための取組のことです。
※STEAM教育…科学（Science）、技術（Technology）、工学（Engineering）、芸術、文化、生活、経済、法律、政治、倫理等を含めた広義の文芸（Art）、数学（Mathematics）の諸領域・各教科等を横断しながら、実社会で課題発見・解決に必要となる本質を見抜き考える力や新たな価値を生み出す創造力等を育む教育のこと。

通告２番　田中章太議員　一般質問資料
【文部科学省 高等専門学校の機能強化に関する検討会 資料】

参考資料3

「高等専門学校機能強化パッケージ（仮称）」の方向性について

【背景・経緯】
- 将来の社会・産業構造変化等を踏まえ、５年一貫で**実践的・創造的技術者を育成する高専への社会的期待**が大きく高まっている。
- 一方で、急速な産業構造変化に対応・牽引する人材を育成・輩出し、社会経済の発展に寄与していくためには、昭和36年の制度創設以降続いている**高等専門学校の在り方を見直し、より一層高度化**する必要。
- このような背景も踏まえ、**我が国の更なる発展や、個々人の適性や関心に応じて学べる環境の一層の確保**に向け、**高専を大きく機能強化**する。

⇒ 今後、高専の在り方について議論を行う**有識者会議を文部科学省に設置**し、以下の内容について議論を進めることとする。

【改革の方向性・内容】

柱①：高専の「量的拡大」

《①－１》公私立高専の新設促進
・成長分野転換基金を通じた新設支援（～20億円支援）
・自治体等との丁寧な対話、相談対応

《①－２》高専教育の領域拡大
・農業、コンテンツ等の領域への拡大（現在は工学系の基準のみが制定）

《①－３》学生の多様性確保
・工学系分野の女性など学生の多様性を確保し、多様な視点・発想を取り入れた高い成果を生み出す教育研究を実現

《①－４》高専志願者増に向けた取組
・中学生や保護者、中学校進路担当教員に対する出前授業等の連携やSNS等の効果的取組の実施
・高専と大学・大学院との接続強化等による高専卒業後の進路の魅力向上

⇒ **少子化傾向においても、高専学生数を増加**

柱②：高専教育の「質的向上」

《②－１》国立高等専門学校機構運営費交付金等の抜本的な拡充
・人件費・物価上昇と連動した運交金の在り方への見直し
・個別分野等への対応
※戦略17分野、スタートアップ、SC・SSW等
・高専の施設・設備の整備充実による一層の高度化 ・魅力化

《②－２》高専の設置目的の見直し
・産業構造変化等に対応し、高専の役割に「研究」の追加を検討、学生の資質能力の更なる向上

《②－３》高専教員の確実な確保
・実務家教員等の確保に向けて、高等専門学校設置基準の教員資格の明確化や実務実績をより適確に評価できるような教員審査の見直し等の検討
・高専教員を養成する大学の取組への支援の検討

⇒ **高専教育の質を確実に担保・向上**

柱③：高専卒業者の「国際通用性確保」

《③－１》高専卒業者の国際通用性の向上
・「称号」を付与していることの見直し
※高専での学びが国際的にも適切に評価されるよう、高専本科卒業者に対して「称号」を付与していることに伴う不都合に関する実態の把握等を行った上で、法制的な検討を行い、「学位」の授与も含め、見直しを検討

《③－２》高専卒業者の卒業証明等の国際通用性の確保
・短期的方策として透明性や比較可能性を高める方策の実施

《③－３》高専生の海外留学の促進
・インターンシップや留学等の海外派遣支援の充実

⇒ **高専生・卒業者が国際的に活躍し、我が国の発展にも寄与できるよう環境整備**

29

通告２番　田中章太議員　一般質問資料
【文部科学省 高等専門学校の機能強化に関する検討会 資料】

機能強化の具体策の検討にあたって必要な論点①

１．高専の「量的拡大」

《①―１》公私立高専の新設促進

- 地域社会・産業で活躍する人材育成を目指した高専の新規設置の動きが全国で活発となっている。少子化の進行においても高専学生の増加させるため、これらの取組を成長分野転換基金等により積極的な支援するにあたり、その他必要な観点、方策は何か。

《①―２》高専教育の領域拡大

- 現在、全国に設置されている高専は、全て工学分野の技術者養成を目的としており、設置基準上、工学に関する学科以外の基準が定められていない。今後の社会・産業構造の変化や新規設置のニーズ等を踏まえて、工学以外の分野の拡大（例えば農業やコンテンツなどの分野）を検討するために必要な観点は何か。

《①―３》学生の多様性の確保

- 新たな価値創造や教育の質向上に資するよう、公正かつ妥当な方法により入学者の多様性を確保するために必要な観点、方策は何か。

《①―４》高専志願者増に向けた取組

- 少子化の進行や進路選択の多様化を踏まえ、全国の15歳から積極的に選ばれる教育機関となるよう、高専の魅力を効果的に発信するために必要な観点、方策は何か。

30

通告２番　田中草太議員　一般質問資料
【加美町森林整備計画】

Ⅰ　伐採，造林，保育その他森林の整備に関する基本的な事項

１　森林整備の現状と課題

加美町の民有林面積は１８，２０１．８３ha，森林面積の５４．１％にあたり，蓄積は４，０６１千㎥になる。
民有林のうち人工林の面積は９，５３４．０４ha，人工林率は５３．９％（県平均は５４％）であり，その資源は利用時期にあり，循環利用を図るための適正な森林整備が課題となっている。
森林整備を着実かつ合理的に推進していくためには，その基盤である林道，作業道等の路網整備を推進するとともに，森林施業の集約化が必要となる。

また，林業生産活動を通じ，森林資源の質的な充実，水源の涵養，山地災害の防止等の公益的機能の発揮，温室効果ガス削減に資するためにも健全な森林整備及び保全の一層の推進が必要である。

２　森林整備の基本方針

(1)　地域の目指すべき森林資源の姿

イ　水源涵養機能

林木の樹冠及び根系の発達が良好で，団粒構造がよく発達し，かつ，粗孔隙に富む森林土壌を有し，成長の旺盛な下層植生がほどよく発達した森林であって，必要に応じて浸透を促進する治山施設等が整備されている森林

ロ　山地災害防止機能，土壌保全機能

根系が深くかつ広く発達し，常に落葉層を保持し，適度の陽光が入ることによって下層植生の発達が良好な森林であって，必要に応じて土砂の流出・崩壊を防止する治山施設等が整備されている森林

ハ　快適環境形成機能

樹高が高く下枝が密に着生しているなど風，飛砂，騒音等を遮蔽(しゃへい)する能力が高く，諸害に対する抵抗性が高い樹種又は葉量の多い樹種によって構成されている森林

ニ　保健・レクリエーション機能

多様な樹種からなり，かつ，林木が適度な間隔で配置されている森林，湖沼，渓谷等と一体となって優れた自然美を構成する森林，多様な樹種及び林相からなり，明暗・色調に変化を有する森林，郷土樹種を中心として安定した林相を形成している森林であって，必要に応じて保健・教育的活動に適した施設が整備されている森林

ホ　文化機能

街並み，史跡，名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって，必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林

ヘ　生物多様性保全機能

全ての森林が発揮する機能であるが、特に属地的に機能が発揮されるものとしては、原生的な森林生態系，希少な生物が生育・生息している森林，陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息している渓畔林，学術的に貴重な生物が生息している森林

２　その他必要な事項
木材搬出・森林整備のため必要な施設　　該当なし

第８　その他必要な事項

１　林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業就業者の雇用関係の明確化，安定化を図るとともに，社会保険等への加入促進など就労条件の改善，労働安全衛生の確保等に努める。また，農林家の後継者等が林業への関心を持ち，林業に就業する環境を整備するとともに，林業研究グループ等若手林業後継者の活動を育成・支援し，林業後継者を育成する。

併せて、林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、外国人材の適切な受け入れ等に取り組む。

２　森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

素材生産性の向上，労働安全性の向上及び労働強度の軽減を図るため，高性能林業機械の導入を推進するとともに，伐採搬出作業等を主体とする森林施業を効率的に実施するため，高性能林業機械を活用した作業システムの普及及び定着を推進する。

高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状（参考）	将来
伐倒造材	宮城北部流域（緩傾斜）	チェンソー、トラクター	チェンソー、プロセッサ、フォワーダ
	宮城北部流域（急傾斜）	チェンソー、集材機	チェンソー、タワーヤーダ、プロセッサ

３　林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

森林組合・素材生産業者等の事業体が，流域を単位として計画的な林産物を生産し，安定的な供給が可能となる体制の整備に努めるとともに，事業の共同化，銘柄化の体制の整備に努める。

また、最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法第 48 号）に基づき、木材関連事業者の合法性の確認等の実施及び合法伐採木材の取扱数量の増加の取組を進める。

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）			計画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
製材工場	田川	1,500 ㎥	1				
製材工場	新川原	2,000 ㎥	2				
えのき茸生産施設	上多田川別所	100 t	3	同所	110 t		生育のみ
えのき茸生産施設	下新田太田	100 t	4	同所	110 t		生育のみ

ロ　その他

被害対策，被害監視及び防除実行について効果的に実施するため，行政（国，県，周辺市町村），森林組合及び森林所有者等の連携・地域の体制づくりを推進する。

（2）　鳥獣害対策の方法（１に掲げる事項を除く。）

１の(1)イにおいて定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害対策及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害対策については，鳥獣保護管理施策との連携を図りつつ，森林被害のモニタリングや防護柵の設置等広域的な防除活動を実施するとともに，野生鳥獣との共存にも配慮した森林の整備及び保全を図ることとする。

3　林野火災の予防の方法

山火事を未然に防止するため，林内歩道等の整備を図りつつ，山火事パトロール等を適時適切に実施するとともに，防火線及び防火樹帯等の整備，標識等の設置及び地域住民への普及啓発を図る。

4　森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合は、加美町森林等における火入れの規制に関する条例に基づき火入れの許可申請書を町に提出することとする。

5　その他必要な事項

（1）　病害虫の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

風害，病害虫等の被害を受けている又は被害を受けやすい林分であって，伐採して更新を図ることが望ましいものは次のとおりである。

病害虫の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

森林の区域	備考
該当なし	

Ⅳ　森林の保健機能の増進に関する事項

該当なし

Ⅴ　その他森林の整備のために必要な事項

1　森林経営計画の作成に関する事項

（1）　路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林，保育，伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第 33 条第 1 号ロの規定に基づく区域について，次のとおり定めるものとする。

区　域　名	林　　班	面積（ｈａ）
広　原	２０,２１,２２,２３,２４,２５,２６,２７,２８,２９,３０,３１,３２,３３,３４,３５,３６,３７,３８,３９,４０,４２,４３,４４,４５,４６	１，２９７

上多田川	1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12,13,14,15,16,17,18,19,41	1，049
小野田	1,2,3,4,5,53,54,55,56,57,58,59,60,61,62,63,64,65,66,87,88,89,90,91,92,93,94,95,96,97,98,99	1，662
鹿　原	6,7,8、9,10,11,12,13,14,15,16,17,18,19,20,21,22,23,24,25,26,27,28,29,30,31,32,33,34,35,36,37,38,39,40,41,42，43,44,45,46,47,48,49,50,51,52，900	4，090
漆　沢	67,68,69,70,71,72,73,74,75,76,77,78,79,80,81,82,83,84,85,86	1，123
賀美石	89,90,91,92,93,94,95,96,97,98,99，100，101，102，103，104，105，106	847
宮　崎	37,38,39,40,41,45,46,47,48,49,50,51,52,53，107	1，851
柳沢・北川内	42,43,44,54,55,56,57,58,59,60,61,62,63,64,65,66,67,68,69,70,71,72,73,74,75,76,77,78,79,80,81,82,83,84,85,86,87,88，109，110，111，112，113，114	2，840
旭・寒風沢	1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12,13,14,15,16,17,18,19,20,21,22,23,24,25,26,27,28,29,30,31,32,33,34,35,36，108	3，442
計		18，201

(2)　森林経営計画を作成するに当たり，次の事項について適切に計画するものとする。

ア　Ⅱの第２の３の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ　Ⅱの第４の公益的機能別施業森林の施業方法

ウ　Ⅱの第５の３の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びⅡの第６の３の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ　Ⅲの森林病害虫の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

２　生活環境の整備に関する事項

該当なし

３　森林整備を通じた地域振興に関する事項

本町の総面積（46,067ha）のうち、地目別では森林が約３３，５００haあり、町土の７３％を占めております。しかし、長引く木材価格の低迷により、森林の管理が行われずに荒廃する森林も散見されるため、森林環境譲与税を活用しながら森林経営管理制度を促進し、地域森林の公益的機能の発揮を図ると共に、次世代に継承する森林の維持・増進に努めます。

通告３番　伊藤由子議員　一般質問資料
【グラベル 2026 写真　撮影：町広報】







附　　議　　事　　件

議案第７４号　加美町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

議案第７５号　加美町住民バス条例の一部改正について

議案第７６号　加美町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

議案第７７号　加美町職員の給与に関する条例等の一部改正について

議案第７８号　公の施設の指定管理者の指定について（加美町野外趣味活動施設）

議案第７９号　公の施設の指定管理者の指定について（加美町鹿原地区地域づくりセンター他１施設）

議案第８０号　公の施設の指定管理者の指定について（加美町総合体育館他６施設）

議案第８１号　大崎定住自立圏の形成に関する協定の変更について

議案第８２号　令和８年度加美町一般会計補正予算（第７号）

議案第８３号　令和８年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）

議案第８４号　令和８年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

議案第８５号　令和８年度加美町介護保険特別会計補正予算（第２号）

議案第８６号　令和８年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第１号）

議案第８７号　令和８年度加美町加美町下水道事業会計補正予算（第３号）

議案第８８号　令和８年度加美町水道事業会計補正予算（第２号）

議発第　１　号　加美町議会ハラスメント防止条例の制定について

【毎戸配布チラシ（表面）】

かみまち議会

議会中継は ▶ こちらからアクセス

令和8年第4回定例会開催のお知らせ

加美町議会第４回定例会は下記の予定で開催され、議員による一般質問のほか、条例や補正予算などの議案審議が行われます。

議会は誰でも見ること（傍聴）ができますので、ぜひ傍聴にお越しください。

なお、議会の模様はインターネットで生配信しますので、そちらでもご覧いただけます。

日時：１２月９日（水）１０時開会　　場所：小野田支所３階 議場

月 日	時 刻	会　議　内　容
12/9（水）	10:00	◆本会議 ●一般質問 三浦　又英　①高齢者施策について ②鳴瀬地区の振興について
		田中　草太　①地域と連携した高校の魅力化を推進する体制について ②農林行政の推進体制について
	13:00	伊藤　由子　①クマ出没対策について ②観光振興について
		早坂　忠幸　①今後の町政運営と財政状況について
12/10（木）	10:00	◆本会議 ●一般質問 木村　哲夫　①住民自治について
		早坂　潔　①頼れる身寄りがいない高齢者等への包括的な支援体制について ②多様な教育機会の確保について
	13:00	髙橋　聡輔　①本庁舎付近の跡地利用について ②加美町独自教育の継続について ③観光３年目への予算計上について
		今野　清人　①基準地価下落について ②情報セキュリティ対策について

《裏面に続きます》

令和８年１２月１日発行

【毎戸配布チラシ（裏面）】

月 日	時 刻	会　　議　　内　　容
12/11 （金）	13:00	◆本会議 ●一般質問 佐藤　圭介　①撤回されない風力発電計画と町の対応について
	14:00	●議案審議 ・加美町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について ・加美町住民バス条例の一部改正について ・加美町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について ・加美町職員の給与に関する条例等の一部改正について ・公の施設の指定管理者の指定について（加美町野外趣味活動施設） ・公の施設の指定管理者の指定について（加美町鹿原地区地域づくりセンター他１施設） ・公の施設の指定管理者の指定について（加美町総合体育館他６施設） ・大崎定住自立圏の形成に関する協定の変更について ・令和８年度加美町一般会計補正予算（第７号） ・令和８年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号） ・令和８年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号） ・令和８年度加美町介護保険特別会計補正予算（第２号） ・令和８年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第１号） ・令和８年度加美町下水道事業会計補正予算（第３号） ・令和８年度加美町水道事業会計補正予算（第２号）

※　審議の状況などにより、上記日程が変更されることがあります。

議会傍聴について

① 傍聴の受付は、「小野田支所３階 議場前」にて行います。
② 申請書に「住所・氏名・年齢など」を記入してから議場に入場してください。
③ 傍聴席は、一般席１９席のみとなります。
（満席時には、「小野田支所１階 会議室」で生中継を視聴できます。）

議会運営に関するお問い合わせ先　【加美町議会事務局】
TEL：0229-67-5120　FAX：0229-67-5130　E-mail：gikaijimu@town.kami.miyagi.jp

令和８年１２月１日発行